

松江工業高等専門学校教員職体験インターンシップ実施要項

令和4年 9月6日 制定

(趣旨)

第1条 この要項は、松江工業高等専門学校（以下「本校」という。）において教員職体験インターンシップ（以下「インターンシップ」という。）を行う場合における当該インターンシップ期間、実施方法、服務、その他必要な事項を定める。

(目的)

第2条 インターンシップは、大学院の学生等に対して本校における教員就業体験の機会を提供することにより、高い職業意識を醸成するとともに、専門性を生かせる職業選択の範囲を広げ、高等専門学校教員職に対する理解を深めさせることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップは、原則として、大学院博士課程及び修士課程の在籍者及び既卒者を対象とする。

(実施期間)

第4条 実施期間は、原則として5日を超えない範囲とし、具体的な日程については、インターンシップの受入れが決定し体験する者（以下「インターンシップ生」という。）を受け入れる学科等の実情により校長が決定する。

(実施時間)

第5条 実施時間は、原則として、月曜日から金曜日までの8時30分から17時00分までとする。ただし実施内容により時間の短縮、延長を行うことがある。

(実施場所)

第6条 実施場所は、原則として本校内とする。

(インターンシップ生の受入手続及び決定)

第7条 インターンシップを希望する者は、「インターンシップ申込書（別紙様式1）」を校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の申込書の提出があったときは、男女共同参画推進委員会の議を経てインターンシップ生の受入れの可否を決定し、「受入可否決定通知書」（別紙様式2）により本人へ通知するものとする。

3 インターンシップ生は、インターンシップ開始前に服務規律等の遵守にかかる誓約（別紙様式3）をしなければならない。

(受入学科)

第8条 校長はインターンシップ生の希望を考慮した上で、受入学科を決定する。

(指導担当教員)

第9条 校長はインターンシップ生の受け入れを決定したときは、指導、監督等を担当する指導担当教員（以下「指導担当教員」という。）を任命する。

(実施内容)

第10条 インターンシップの実施内容は以下のとおりとする。

- (1) 授業及び実験の見学
- (2) 課外活動及び寮当直の見学
- (3) 講義体験
- (4) その他教員職体験インターンシップに有用であると認められる内容

(服務)

第11条 実施期間中、インターンシップ生は本校職員としての身分は保有しない。ただし、本校職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、本校の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。

- 2 インターンシップ生は、実施期間中において、指導担当教員の指示に従わなければならぬ。
- 3 インターンシップ生は、疾病その他やむを得ない事由により欠席する場合は、事前に指導担当教員に申し出てその指示に従うものとする。

(秘密の遵守)

第12条 インターンシップ生はインターンシップ中に知り得た秘密情報（公開されていないものをいう。）及び個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。インターンシップ終了後も同様とする。

(インターンシップの成果物の取扱い)

第13条 インターンシップ生がインターンシップの成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に校長の承認を受けなければならない。

(インターンシップに係る費用)

第14条 本校は、インターンシップ生に対して、賃金、報酬、手当、居住地から本校までの交通費及び食費その他の費用を支給しない。

(インターンシップの中止)

第15条 校長は、次の各号に該当すると認めるときは、インターンシップを中止することができる。

- 一 インターンシップ生が第11条又は第12条の規定に従わないとき。
- 二 インターンシップを継続することにより、本校の業務に支障が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
- 三 その他インターンシップを継続することが困難であると認められるとき。

(インターンシップ中における事故責任等)

第16条 インターンシップ生は、実施期間中により、インターンシップ生が傷害を負った、又はインターンシップ生が関係者に損害を与えた場合等に備えて、傷害保険等に加入し、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 インターンシップ生が、故意又は過失により本校に損害を与えたときは、インターンシップ生は、本校に対しその損害を賠償しなければならない。

(インターンシップの証明)

第17条 校長は、大学等がインターンシップ生のインターンシップ内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(事務)

第18条 インターンシップに関する事務は、総務課人事・労務係において処理する。

(その他)

第19条 この要項に定めるもののほか、当該インターンシップの実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年 9月6日から施行する。